

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援 特別給付金

食費などの物価が高騰する中、低所得の子育て世帯を支援するため、特別給付金を支給します。

ひとり親世帯

対象

- ①令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- ②公的年金などを受給しており、令和5年3月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方（既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけではない、児童扶養手当の申請をしていない方、令和5年3月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される方も対象となります）
- ③食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準（下表を参照）となっている方

対象

- ※②または③に該当する方であっても、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給を既に受けている方、または支給を受けることが決定している方は対象になりません。
- 支給額
児童1人につき5万円
- 申請手続き
②③の方は、申請が必要です。①の方は、申請は不要です。
- 必要書類
○申請書
○申請者の本人確認書類の写し
○申請者の通帳またはキャッシュカードの写し
○戸籍謄本または抄本（既に児童扶養手当の受給資格者として認定を受けている方は不要）

問い合わせ
福祉課 ☎59-2148

住民税非課税相当の収入の目安

| 世帯の人数(※1) | 非課税相当収入限度額(年額) |
|----------------|----------------|
| 2人 (例)夫(婦)+子1人 | 146.9万円 |
| 3人 (例)夫婦+子1人 | 187.7万円 |
| 4人 (例)夫婦+子2人 | 232.7万円 |
| 5人 (例)夫婦+子3人 | 277.7万円 |
| 6人 (例)夫婦+子4人 | 322.7万円 |

(※1)世帯人数は、次の合計人数です。
・申請者(収入金額の高い方)
・同一生計配偶者(収入金額103万円以下の方)
・扶養親族(16歳未満の方も含まれます)
(注意)申請者の年間収入見込額が、非課税相当収入限度額以下となることが要件の1つです。

○簡易な収入(所得)見込額の申立書
○申請者・配偶者などの令和5年1月以降の1カ月の収入額が分かる書類(給与明細書など)
※申請書・申立書は、市ホームページからダウンロードできます。
申請期限
令和6年2月29日(木)(令和6年3月分の児童手当・特別児童扶養手当の認定または額改定の請求をした場合は令和6年3月15日(金)までに福祉課へ。

ココも家庭庁
コールセンター
受付時間 9時～18時
(土・日曜日、祝日を除く)
0120-4000-903

福祉タクシー・バス利用券 対象が拡大しました

問い合わせ 福祉課 ☎59-2146
福祉タクシー・バス利用券交付の対象者について、令和5年度から対象要件を一部拡大し、身体障害者手帳の3級(下肢・体幹・視力・内部に障害のある方)や療育手帳の⑧を所持している方も対象となりました。

福祉課(市役所2階⑭番)の窓口で申請を受け付けています。

要件(①から③のいずれかに該当する方)

- ①下肢・体幹・視力・内部に障害のある方で、身体障害者手帳の1級、2級または3級を所持している
- ②療育手帳の④、Aまたは⑧を所持している
- ③精神障害者保健福祉手帳の1級を所持している

交付枚数

1カ月につき15枚。(人工透析を受けている方は25枚)
申請月から令和6年3月分までの利用券を交付します。
持参品 障害者手帳
※家族などの代理申請もできます。

有料道路 障害者割引制度の緩和

問い合わせ
福祉課 ☎59-2146
NEXCO 西日本お客様センター
☎0120-924-863(フリーダイヤル)
06-6876-9031(通話料有料)

有料道路の障害者割引制度が見直され、「1人1台要件」が緩和されています。

事前申請は必要ですが、自家用車を持たない方でも知人の車、レンタカーやタクシーなど、事前登録がない自動車も適用されます。(業務利用などの自動車は対象外)
詳細は、NEXCO 西日本のホームページをご覧ください。

視覚障害 と 合理的配慮



問い合わせ
福祉課 ☎59-2146

視覚障害とは

何らかの原因によって視機能に障害があることで、全く見えない場合と見えづらい場合とがあります。

「見えづらい場合」とは

細部がよく分らない・光がまぶ

- 軽い・暗いところで見えにくい・見える範囲が狭い・特定の色が分らないなどの症状があります。
- こんなことに困っています
○ 一人で移動することが困難です。特に、慣れない場所では、一人で移動することが難しいです。
- 目からの情報を得にくい・耳からの情報を主に頼りにしています。例えば、音声や手で触れることなどにより情報を得ています。
- また、視覚障害のある方全てが点字を読めるとは限りません。
- 自分がどこにいるか、そばに誰がいるか、説明がないと分かりません。
- 人の視線や表情が理解できず、コミュニケーションに苦労します。
- ミニコミュニケーションに苦労します。
- 文字の読み書きが困難です。また、タッチパネル式の機械もうまく操作できません。
- 「見えないからできない」のでは

ひとり親世帯以外

対象(ひとり親世帯の対象を除く)

- ①令和4年度に特別給付金(ひとり親世帯以外分)を大竹市から支給された方
- ②次の2つの要件に該当する方
○平成17年4月2日(特別児童扶養手当の対象児童の場合は平成15年4月2日)から令和6年2月29日までの間に出生した児童の養育者
※小規模住居型児童養育事業者、法人は対象外です。

食費などの物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方(家計急変者)

支給額
児童1人につき5万円
申請手続き
②の方は、申請が必要です。①の方は、申請は不要です。

必要書類

- 申請書
- 申請者(収入金額の高い方)の本人確認書類の写し
- 児童との関係性を確認できる書類の写し(市内で児童と同居している場合は不要)
- 申請者の通帳またはキャッシュカードの写し

「1」のような配慮をしましょう

- 白杖(はくじょう)使用者などを見かけたとき、困っているように見えたら声をかけましょう。視覚障害のある方は、周りの状況が分からないため、会話が始められないことがあります。突然体に触れず、できるだけ前方から話しかけましょう。
- 場所などを説明するときには、「あそこ」「そっち」といった指示語は避け、「30センチ右」「時計で3時の方向」など具体的な方向や距離を示すようにしましょう。
- 誘導の希望があれば、一般的には障害者の横半歩前に立ち、声をかけて腕をつかんでもらいスピードに気をつけながら案内しましょう。

募集 放課後児童クラブ 夏休み利用児童

問い合わせ
生涯学習課 ☎255680



放課後児童クラブでは、保護者が仕事などで昼間家庭にいない児童に、授業の終了後に学校施設などを利用して適切な遊びや生活の場を与えています。入会を希望する方は、受付期間内に申し込んでください。

応募多数の場合は、低学年と特別な配慮が必要な高学年の児童を優先にし、中でも優先度が高いと考えられる児童から受け入れます。

利用期間

7月21日(金)～8月31日(木) (日曜日、祝日、8月14日(月)・15日(火)・16日(水)を除く)

対象

市内の小学校に通学する児童

ところ

ひかり児童クラブ(大竹小学校敷地内)、みどり児童クラブ(小方学園敷地内)、あすなろ児童クラブ(玖

波小学校敷地内)
申し込み

生涯学習課と各放課後児童クラブに設置してある利用申込書(市ホームページにも掲載)に必要な書類(在職証明書など)を添えて、生涯学習課(総合市民会館内)へ。

受付期間

6月8日(木)まで
※書類確認をするため、必ず日中に連絡のとれる電話番号を利用申込書に記入してください。

※6月9日(金)以降に申し込みをした場合は、申請を受けられないこともあります。必要書類の提出が遅れる場合は事前に生涯学習課に相談してください。

入会の決定

書類審査で決定し、通知します。
※個別面談により入会の可否を決定する場合があります。

新しい小学校用教科書の展示

問い合わせ
総務学事課 ☎59-2185



写真以外の新しくなる教科書も展示しています。

令和6年度から全国の小学校で使用する教科書が新しくなります。児童たちが新しく使う教科書を市民の皆さんにも知ってもらうため、見本を展示し、意見を募集します。新しく使用する教科書は、この見本の中から8月に決定する予定です。

とき 6月14日(水)～27日(火)
ところ 総合市民会館1階ロビー

補助教材の寄贈

佐伯中央農業協同組合

3月、佐伯中央農業協同組合から、市内の小学校、広島西特別支援学校に、小学生向け食農教育補助教材「農業とわたしたちの暮らし」を寄贈いただきました。ありがとうございました。

おわびと訂正

広報5月号(28・29ページ)のカメラスケッチの記事で生徒の名前に誤りがありました。正しくは次の通りです。おわびして訂正します。

28 ページ

誤 丸太 悠翔さん

正 丸田 悠翔さん

29 ページ

誤 福知 果歩さん

正 今井 里奈さん



特別支援教育 就学についての教育相談

問い合わせ 総務学事課 ☎592185

教育委員会では、就学についての教育相談を行っています。気になる点がありましたら相談してください。

とき

6月1日(木)～30日(金) (土・日曜日は除く)

※詳しい日時は、申込時に相談して決定します。

ところ 総務学事課(市役所内)

対象

令和6年度に小学校入学予定で、心身や行動などの発達に気になる点のある幼児

※LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症などの発達障害、その他障害のある幼児も対象です。

申し込み 総務学事課へ。

じいば・かみえの教育相談

問い合わせ 総務学事課 ☎592185

大竹小学校には、「ことば」や「きこえ」に課題のあるお子さんに指導を行う「通級指導教室」(ことばの教室)が設置されています。

教育委員会では、「ことば」・「きこえ」の教育相談を行っています。

気になる点がありましたら、相談してください。

とき

6月1日(木)～30日(金) (土・日曜日

は除く)

※詳しい日時は、申込時に相談して決定します。

ところ

総務学事課(市役所内)

対象

令和6年度に小学校入学予定で、「ことば」や「きこえ」に気になる点のある幼児

申し込み 総務学事課へ。

今年度20歳を迎える皆さんから、「二十歳のつどい」の実行委員を募集します。実行委員会では、アイデアを出し合い、役割を決めて企画・運営します。一生に一度の「二十歳のつどい」を、皆さんの手で作りあげてみませんか。

二十歳のつどい

とき 令和6年1月8日(月・祝) 13時～16時(予定)

ところ アゼリアおおたけ

対象

平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれの方

募集人数 10人程度

申し込み

9月29日(金)までに電話またはメールに氏名(ふりがな)、出身小・中学校、電話番号を記入し、タイトルを「二十歳のつどい実行委員会メンバー募集」としてください。



メンバー募集 二十歳のつどい実行委員会

問い合わせ 生涯学習課 ☎53-5800

メールアドレス
seigaku@city.otake.hiroshima.jp

応募フォーム

